東海市告示第６７号

令和７年度東海市水田転作推進事業交付金支給要綱を次のように定める。

令和７年４月１日

東海市長　花　田　勝　重

令和７年度東海市水田転作推進事業交付金支給要綱

（目的）

第１条　この要綱は、令和７年産米の生産数量目標の目安を達成するために農業者が自主的に取り組む水田転作を奨励し、交付金を支給することにより、米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の円滑な推進による水田農業経営の安定と発展を図ることを目的とする。

（交付金の支給対象者）

第２条　交付金の支給を受けることができる者は、東海市内に住所を有する農業者又は東海市内に住所を有する農地所有適格法人で、助成対象水田について転作を行ったものとする。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団、同条第６号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）を除く。

（交付金の額）

第３条　交付金は、次の表の左欄に掲げる区分ごとに、同表の右欄に定める額とし、予算で定める額の範囲内において支給する。

区　　分	交　付　金　の　額
食用作物の作付け（二毛作を除き、野菜及び植付け後４年以内の永年性作物を含む。）	１５，０００円／１０a
非食用作物の作付け（二毛作を除き、景観作物及び利目的の切花等を含む。）	１０，０００円／１０a

（交付金の支給申請）

第４条　交付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める期日までに、交付金支給申請書に事業完了報告書を添えて市長に提出しなければならない。

（交付金の支給決定）

第５条　市長は、助成対象水田の現地等を確認し、適当と認めるときは、交付金の支給を決定し、その旨を申請者に通知するとともに、交付金を支払うものとする。

（交付金の支給決定の取消し及び交付金の返還）

第６条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付金の支給決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部を返還させることがある。

⑴　法令又はこの要綱に違反したとき。

⑵　提出書類に虚偽の事項を記載したとき。

⑶　暴力団員等であることが判明したとき。

（交付金の支給申請等の委任）

第７条　交付金の支給申請、受領及び返還に関する事務については、あいち知多農業協同組合代表理事組合長が申請者から委任を受けて一括して行うことができるものとする。

２　前項の規定による委任があった場合の交付金に係る支給決定等の通知は、受任者に対し行うものとする。

附　則

この要綱は、告示の日から施行する。